

系統金融機関向けの総合的な監督指針

本編

令和8年7月

金融庁監督局

農林水産省経営局

【 改 正 履 歴 】

制定：平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

改正：平成17年12月22日付け金監第3488号・17経営第5404号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成18年4月5日付け金監第835号・18経営第28号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成18年9月29日付け金監第2268号・18経営第3913号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成18年12月27日付け金監第2870号・18経営第5754号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成19年3月30日付け金監第866号・18経営第7898号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成19年5月15日付け金監第1174号・19経営第737号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成19年10月1日付け金監第2505号・19経営第3937号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成20年4月11日付け金監第1093号・20経営第38号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成20年6月13日付け金監第1379号・20経営第989号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成20年8月11日付け金監第2094号・20経営第2735号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成20年11月13日付け金監第2939号・20経営第4420号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成20年12月17日付け金監第3297号・20経営第5398号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成21年4月28日付け金監第972号・21経営第468号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成21年9月4日付け金監第1729号・21経営第2690号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成21年9月30日付け金監第2564号・21経営第3375号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成21年12月4日付け金監第3230号・21経営第4475号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成22年3月4日付け金監第521号・21経営第6473号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成22年4月16日付け金監第1039号・21経営第7196号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成22年6月4日付け金監第1382号・22経営第1178号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成22年6月18日付け金監第1594号・22経営第1507号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成23年7月27日付け金監第1807号・23経営第1341号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成23年8月22日付け金監第1934号・23経営第1534号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成23年11月8日付け金監第2509号・23経営第2140号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成23年12月28日付け金監第3006号・23経営第2642号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成24年3月29日付け金監第785号・23経営第3582号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成24年4月27日付け金監第1120号・24経営第263号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成24年8月7日付け金監第1968号・24経営第1506号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成24年11月9日付け金監第2547号・24経営第2243号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成24年12月27日付け金監第3018号・24経営第2697号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成25年3月8日付け金監第479号・24経営第3406号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成25年3月29日付け金監第790号・24経営第3731号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成25年8月2日付け金監第1754号・25経営第1427号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成25年11月22日付け金監第2480号・25経営第2228号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

営局長通知

平成26年 1月31日付け金監第167号・25経営第3044号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成26年 2月18日付け金監第180号・25経営第3145号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成26年 3月31日付け金監第698号・25経営第3799号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成26年 6月 2日付け金監第1106号・26経営第793号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成26年 6月 4日付け金監第1152号・25経営第3800号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成26年 7月31日付け金監第1301号・26経営第1273号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成26年12月 1日付け金監第2809号・26経営第2167号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成27年 3月27日付け金監第995号・26経営第3293号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成27年 3月30日付け金監第987号・26経営第3443号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成27年 4月30日付け金監第1286号・金監第1332号・金監第1351号・27経営第369号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成27年11月26日付け金監第3556号・27経営第2051号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成28年 3月 1日付け金監第507号・27経営第2895号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成28年 3月31日付け金監第781号・金監第961号・27経営第3423号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成28年 4月28日付け金監第1201号・28経営第326号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成28年 6月 3日付け金監第1527号・28経営第528号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成28年 7月27日付け金監第2071号・28経営第1126号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成28年 9月 9日付け金監第2318号・28経営第1367号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成29年3月24日付け金監第690号・28経営第3100号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成29年3月31日付け金監第826号・28経営第3139号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成29年5月30日付け金監第1325号・29経営第658号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成29年12月11日付け金監第2912号・29経営第2033号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成30年2月14日付け金監第147号・29経営第3036号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成30年3月14日付け金監第360号・29経営第3124号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成30年3月30日付け金監第888号・29経営第3522号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成30年11月20日付け金監督第1130号・30経営第1669号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成31年2月7日付け金監督第323号・30経営第2394号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成31年3月22日付け金監督第834号・金監督第1459号・30経営第1811号・30経営第2948号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

平成31年4月22日付け金監督第1461号・31経営第227号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和元年8月22日付け金監督第2728号・元経営第932号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和元年11月21日付け金監督第5786号・元経営第1712号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和元年12月12日付け金監督第5825号・元経営第1940号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和2年3月4日付け金監督第487号・元経営第2745号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和2年3月31日付け金監督第828号・元経営第2775号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和2年3月31日付け金監督第708号・元経営第3218号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和2年4月3日付け金監督第712号・元経営第3219号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

営局長通知

令和2年6月2日付け金監督第1253号・2経営第651号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和2年6月30日付け金監督第1411号・2経営第745号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和2年8月7日付け金監督第1858号・2経営第1263号金融庁監督局長・農林水産省
経営局長通知

令和2年10月7日付け金監督第2263号・2経営第1582号金融庁監督局長・農林水産省
経営局長通知

令和2年10月7日付け金監督第2264号・2経営第1650号金融庁監督局長・農林水産省
経営局長通知

令和2年12月25日付け金監督第2825号・2経営第2405号金融庁監督局長・農林水産省
経営局長通知

令和3年2月5日付け金監督第161号・2経営第2724号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和3年2月26日付け金監督第311号・2経営第2947号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和3年3月31日付け金監督第574号・2経営第3264号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和3年3月31日付け金監督第638号・2経営第3444号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和3年7月2日付け金監督第1531号・3経営第1010号金融庁監督局長・農林水産省
経営局長通知

令和3年7月9日付け金監督第1444号・3経営第970号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和3年8月20日付け金監督第1797号・3経営第1334号金融庁監督局長・農林水産省
経営局長通知

令和3年10月22日付け金監督第2430号・3経営第1752号金融庁監督局長・農林水産省
経営局長通知

令和3年11月10日付け金監督第2577号・3経営第1892号金融庁監督局長・農林水産省
経営局長通知

令和3年12月24日付け金監督第2963号・3経営第2306号金融庁監督局長・農林水産省
経営局長通知

令和4年3月24日付け金監督第694号・3経営第3101号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和4年3月31日付け金監督第701号・3経営第3161号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和4年6月10日付け金監督第1345号・4経営第715号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和4年11月1日付け金監督第2679号・4経営第1718号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和4年11月30日付け金監督第2994号・4経営第1906号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和4年12月23日付け金監督第3291号・4経営第2209号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和5年1月18日付け金監督第74号・4経営第2318号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和5年1月27日付け金監督第75号・4経営第2395号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和5年6月30日付け金監督第1783号・5経営第884号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和5年11月27日付け金監督第3007号・5経営第1882号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和6年1月31日付け金監督第207号・5経営第2490号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和6年1月31日付け金監督第229号・5経営第2493号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和6年3月8日付け金監督第566号・5経営第2893号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和6年3月22日付け金監督第666号・5経営第2916号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和6年3月27日付け金監督第862号・5経営第3122号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和6年3月29日付け金監督第800号・5経営第3015号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和6年3月29日付け金監督第801号・5経営第3016号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和6年3月29日付け金監督第812号・5経営第3134号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和6年5月17日付け金監督第1340号・6経営第350号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

営局長通知

令和6年5月17日付け金監督第1341号・6経営第349号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和6年7月10日付け金監督第1966号・6経営第890号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和6年7月10日付け金監督第1979号・6経営第899号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和6年8月30日付け金監督第2522号・6経営第1259号金融庁監督局長・農林水産省
経営局長通知

令和6年10月4日付け金監督第2860号・6経営第1517号金融庁監督局長・農林水産省
経営局長通知

令和6年10月30日付け金監督第3052号・6経営第1564号金融庁監督局長・農林水産省
経営局長通知

令和6年11月29日付け金監督第3176号・6経営第1774号金融庁監督局長・農林水産省
経営局長通知

令和6年12月16日付け金監督第3445号・6経営第2008号金融庁監督局長・農林水産省
経営局長通知

令和7年2月7日付け金監督第318号・6経営第2371号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和7年3月7日付け金監督第610号・6経営第2776号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和7年3月31日付け金監督第915号・6経営第3102号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和7年5月30日付け金監督第1451号・7経営第394号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和7年5月30日付け金監督第1638号・7経営第651号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和7年10月1日付け金監督第2882号・7経営第1581号金融庁監督局長・農林水産省
経営局長通知

令和8年2月10日付け金監督第339号・7経営第2408号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和8年2月17日付け金監督第41号・7経営第2220号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和8年2月20日付け金監督第387号・7経営第2544号金融庁監督局長・農林水産省
営局長通知

令和8年2月27日付け金監督第423号・7経営第2594号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和8年3月31日付け金監督第816号・7経営第2920号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和8年5月22日付け金監督第1366号・8経営第507号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和8年6月12日付け金監督第1535号・8経営第755号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和8年6月24日付け金監督第1819号・8経営第806号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

令和8年6月30日付け金監督第1857号・8経営第832号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知

附 則〔平成17年12月22日付け金監第3488号・17経営第5404号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成17年12月22日から適用する。ただし、「Ⅱ-3-1-1 不祥事件に対する監督上の対応【共通】(別紙様式3-16を含む。)」の変更については、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この規定による変更後の「Ⅱ-3-1-1 不祥事件に対する監督上の対応【共通】(別紙様式3-16を含む。)」については、平成18年4月1日以後に系統金融機関が不祥事件の発生を知ったものについて適用し、平成18年3月31日以前に系統金融機関が不祥事件の発生を知ったものについては、なお従前の例による。

附 則〔平成24年8月7日付け金監第1968号・24経営第1506号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成25年3月31日から適用する(「Ⅱ-2-4 信用リスク」の変更については、農中に対してのみ適用する。)。ただし、「Ⅲ-4-8 子会社等【共通】」の変更については、平成24年8月7日から適用する。

附 則〔平成24年12月27日付け金監第3018号・24経営第2697号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成25年4月1日から適用する。ただし、「Ⅱ-8 障がい者等に配慮した金融サービスの提供」の変更については、平成24年12月27日から適用する。

附 則〔平成25年3月8日付け金監第479号・24経営第3406号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成25年3月31日から適用する。

附 則〔平成25年3月29日付け金監第790号・24経営第3731号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成25年4月1日から適用する。ただし、「Ⅱ-2 財務の健全性等」「Ⅲ-4-10-4-4 自己資本の充実の状況等の開示」の変更については、平成25年3月31日から適用する(Ⅱ-2に係る変更については、農中に対してのみ適用する。。「Ⅲ-4-10-4-2 記載項目についての留意事項」の変更については、平成25年3月31日以降に終了する事業年度に係る説明書類について適用する。

附 則〔平成25年11月22日付け金監第2480号・25経営第2228号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成26年3月31日から適用する。ただし、農中に対しては、平成25年11月22日より適用する。

附 則〔平成26年1月31日付け金監第167号・25経営第3044号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成26年2月1日から適用する。

附 則〔平成26年2月18日付け金監第180号・25経営第3145号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成26年3月31日から適用する。

附 則〔平成26年3月31日付け金監第698号・25経営第3799号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成26年4月1日から適用する。ただし、別紙様式5-1、別紙様式5-3及び別紙様式5-7の変更については、平成26年3月31日から適用する。

附 則〔平成27年3月27日付け金監第995号・26経営第3293号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、平成27年3月31日から適用する。

附 則〔平成27年3月30日付け金監第987号・26経営第3443号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、平成27年3月31日から適用する。ただし、流動性に係る経営の健全性の状況の開示の項目(Ⅲ-4-10-4-6)については、平成27年6月30日から適用する。

附 則〔平成27年11月26日付け金監第3556号・27経営第2051号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、平成28年3月31日から適用する。

附 則〔平成28年3月31日付け金監第781号・金監第961号・27経営第3423号金融庁監督局長・農林水産省
経営局長通知〕
(施行日)

第1条 この通知の改正は、平成28年4月1日から適用する。ただし、非清算店頭デリバティブ取引に係る事項(Ⅱ-2-4-2-(14))については、平成29年3月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第10条に規定する存続中央会(以下「存続中央会」という。)については、この通知による改正前の監督指針の規定は、存続中央会が解散した場合又は改正法附則第27条第1項の規定により解散したものとみなされた場合にあってはその清算結了の登記の時、改正法附則第12条の規定による組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有するものとする。

附 則〔平成28年4月28日付け金監第1201号・28経営第326号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、平成28年4月29日から適用する。

附 則〔平成28年7月27日付け金監第2071号・28経営第1126号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、平成28年10月1日から適用する。

附 則〔平成29年3月24日付け金監第690号・28経営第3100号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則〔平成29年3月31日付け金監第826号・28経営第3139号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則〔平成29年12月11日付け金監第2912号・29経営第2033号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、平成30年3月31日から適用する。

附 則〔平成30年3月14日付け金監第360号・29経営第3124号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、平成30年3月31日から適用する。

附 則〔平成30年3月30日付け金監第888号・29経営第3522号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、平成30年3月31日から適用する。

附 則〔平成30年11月20日付け金監督第1130号・30経営第1669号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、平成30年11月20日から適用する。

附 則〔平成31年2月7日付け金監督第323号・30経営第2394号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、平成31年2月7日から適用する。

附 則〔平成31年3月22日付け金監督第834号・金監督第1459号・30経営第1811号・30経営第2948号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、平成31年3月31日から適用する。但し、Ⅲ－4－7－2（1）の改正は、平成31年9月30日より適用する。

附 則〔平成31年4月22日付け金監督第1461号・31経営第227号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、平成31年4月22日から適用する。

附 則〔令和元年8月22日付け金監督第2728号・元経営第932号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和元年8月22日から適用する。

附 則〔令和元年11月21日付け金監督第5786号・元経営第1712号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和2年4月1日から適用する。

附 則〔令和2年3月4日付け金監督第487号・元経営第2745号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和2年3月4日から適用する。

附 則〔令和2年3月31日付け金監督第828号・元経営第2775号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和2年3月31日から適用する。

附 則〔令和2年3月31日付け金監督第708号・元経営第3218号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正について、収益性等に関する事項（Ⅱ－2－3）、別紙様式の自己資本比率に関する事項（別紙様式5－1、5－3及び5－7）、別紙様式の子会社に関する事項（別紙様式3－12、3－13及び3－21）の改正は、令和2年3月31日から適用する。その他の改正は、令和2年4月1日から適用する。

附 則〔令和2年4月3日付け金監督第712号・元経営第3219号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和2年5月1日から適用する。

附 則〔令和2年6月2日付け金監督第1253号・2経営第651号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和2年6月2日から適用する。

附 則〔令和2年6月30日付け金監督第1411号・2経営第745号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和2年6月30日から適用する。

附 則〔令和2年8月7日付け金監督第1858号・2経営第1263号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕

この通知の改正は、令和2年8月14日から適用する。

附 則〔令和2年10月7日付け金監督第2263号・2経営第1582号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和2年10月7日から適用する。

附 則〔令和2年10月7日付け金監督第2264号・2経営第1650号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和2年10月7日から適用する。

附 則〔令和2年12月25日付け金監督第2825号・2経営第2405号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和2年12月25日から適用する。

附 則〔令和3年2月5日付け金監督第161号・2経営第2724号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和4年3月31日から適用する。

附 則〔令和3年2月26日付け金監督第311号・2経営第2947号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和3年2月26日から適用する。

附 則〔令和3年3月31日付け金監督第574号・2経営第3264号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和3年3月31日から適用する。

附 則〔令和3年3月31日付け金監督第638号・2経営第3444号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和3年3月31日から適用する。

附 則〔令和3年7月2日付け金監督第1531号・3経営第1010号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和3年11月1日から適用する。

附 則〔令和3年7月9日付け金監督第1444号・3経営第970号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和3年7月21日から適用する。

附 則〔令和3年8月20日付け金監督第1797号・3経営第1334号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和3年8月20日から適用する。

附 則〔令和3年10月22日付け金監督第2430号・3経営第1752号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和3年10月22日から適用する。

附 則〔令和3年11月10日付け金監督第2577号・3経営第1892号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和3年11月22日から適用する。

附 則〔令和3年12月24日付け金監督第2963号・3経営第2306号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和4年1月1日から適用する。

附 則〔令和4年3月24日付け金監督第694号・3経営第3101号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和4年4月1日から適用する。

附 則〔令和4年3月31日付け金監督第701号・3経営第3161号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和4年3月31日から適用する。

附 則〔令和4年6月10日付け金監督第1345号・4経営第715号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和4年6月10日から適用する。

附 則〔令和4年11月1日付け金監督第2679号・4経営第1718号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和5年4月1日から適用する。

附 則〔令和4年12月23日付け金監督第3291号・4経営第2209号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和5年4月1日から適用する。

附 則〔令和5年1月18日付け金監督第74号・4経営第2318号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和5年3月31日から適用する。

附 則〔令和5年1月27日付け金監督第75号・4経営第2395号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和5年3月31日から適用する。

附 則〔令和5年6月30日付け金監督第1783号・5経営第884号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和5年7月1日から適用する。

附 則〔令和5年11月27日付け金監督第3007号・5経営第1882号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和5年11月27日から適用する。

附 則〔令和6年1月31日付け金監督第207号・5経営第2490号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和6年4月1日から適用する。

附 則〔令和6年3月8日付け金監督第566号・5経営第2893号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和6年3月31日から適用する。

附 則〔令和6年3月22日付け金監督第666号・5経営第2916号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和6年3月31日から適用する。

附 則〔令和6年3月27日付け金監督第862号・5経営第3122号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和6年4月1日から適用する。

附 則〔令和6年3月29日付け金監督第800号・5経営第3015号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和6年4月1日から適用する。

附 則〔令和6年3月29日付け金監督第801号・5経営第3016号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和6年4月1日から適用する。

附 則〔令和6年3月29日付け金監督第812号・5経営第3134号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和6年4月1日から適用する。

附 則〔令和6年5月17日付け金監督第1340号・6経営第350号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和6年5月18日から適用する。

附 則〔令和6年5月17日付け金監督第1341号・6経営第349号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和6年5月18日から適用する。

附 則〔令和6年7月10日付け金監督第1966号・6経営第890号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和6年7月10日から適用する。

附 則〔令和6年7月10日付け金監督第1979号・6経営第899号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和7年3月31日から適用する。ただし、別紙様式5-7のうち「(付

表7) 証券化エクスポージャー関連内訳表」の変更については、令和6年7月10日から適用する。

附 則〔令和6年8月30日付け金監督第2522号・6経営第1259号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和6年10月1日から適用する。

附 則〔令和6年10月4日付け金監督第2860号・6経営第1517号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和6年10月4日から適用する。

附 則〔令和6年10月30日付け金監督第3052号・6経営第1564号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和6年11月1日から適用する。

附 則〔令和6年11月29日付け金監督第3176号・6経営第1774号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和6年11月30日から適用する。

附 則〔令和6年12月16日付け金監督第3445号・6経営第2008号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和7年1月6日から適用する。

附 則〔令和7年2月7日付け金監督第318号・6経営第2371号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和7年4月1日から適用する。

附 則〔令和7年3月7日付け金監督第610号・6経営第2776号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和7年3月7日から適用する。

附 則〔令和7年3月31日付け金監督第915号・6経営第3102号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和7年3月31日から適用する。

附 則〔令和7年5月30日付け金監督第1451号・7経営第394号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和7年6月1日から適用する。

附 則〔令和7年5月30日付け金監督第1638号・7経営第651号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和7年5月30日から適用する。

附 則〔令和7年10月1日付け金監督第2882号・7経営第1581号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和7年10月1日から適用する。

附 則〔令和8年2月10日付け金監督第339号・7経営第2408号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和8年2月10日から適用する。

附 則〔令和8年2月17日付け金監督第41号・7経営第2220号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和9年4月1日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。ただし、令和7年4月1日以後に開始する事業年度に係る決算速報（仮決算速報を含む。以下同じ。）については、改正後の決算速報を適用することができる。

附 則〔令和8年2月20日付け金監督第387号・7経営第2544号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和8年2月20日から適用する。

附 則〔令和8年2月27日付け金監督第423号・7経営第2594号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和8年2月27日から適用する。

附 則〔令和8年3月31日付け金監督第816号・7 経営第2920号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和8年4月1日から適用する。

附 則〔令和8年5月22日付け金監督第1366号・8 経営第507号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和8年6月1日から適用する。

附 則〔令和8年6月12日付け金監督第1535号・8 経営第755号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和8年6月15日から適用する。

附 則〔令和8年6月24日付け金監督第1819号・8 経営第806号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和8年6月25日から適用する。

附 則〔令和8年6月30日付け金監督第1857号・8 経営第832号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知〕
この通知の改正は、令和8年7月1日から適用する。

○ 略語とその定義一覧

略 語	定 義
農協	信用事業を行う農業協同組合
信連	信用農業協同組合連合会
農中	農林中央金庫
系統金融機関	信用事業を行う農業協同組合及び信用農業協同組合連合会並びに農林中央金庫
組合	信用事業を行う農業協同組合及び信用農業協同組合連合会
特定承継会社	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第26条第1項に規定する特定承継会社
経営管理委員設置組合	農業協同組合法第30条の2第5項に規定する経営管理委員設置組合
経営管理委員未設置組合	経営管理委員を置かない組合
貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険機構
農業者等	地域の農林水産業者、中小企業者及び個人
農協法	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）
農協法施行令	農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号）
農協法施行規則	農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）
信用事業命令	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）
農協法区分命令	農業協同組合法第94条の2第3項に規定する区分等を定める命令（平成12年総理府・大蔵省・農林水産省令第13号）
農協法自己資本比率告示	農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第2号）
農協法自己資本開示告示	農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年3月23日金融庁・農林水産省告示第4号）
農中法	農林中央金庫法（平成13年法律第93号）
農中法施行令	農林中央金庫法施行令（平成13年政令第285号）
農中法施行規則	農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）
農中法区分命令	農林中央金庫法第85条第2項に規定する区分等を定める命令（平成13年内閣府・財務省・農林水産省令第3号）

略 語	定 義
農中法自己資本比率告示	農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第4号）
農中法自己資本開示告示	農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年3月23日金融庁・農林水産省告示第6号）
再編強化法	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号）
再編強化法施行規則	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵・農林水産省令第1号）
貯保法	農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）
準用銀行法	農協法第92条の4、農中法第95条の4又は再編強化法第42条第5項において読み替えて準用する銀行法（ただし、VIにあっては、農協法第92条の5の9又は農中法第95条の5の10において読み替えて準用する銀行法とする。）
信用事業事務ガイドライン	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する監督等に当たっての留意事項について（平成10年6月17日付け10農経A第873号大蔵省銀行局長・農林水産省経済局長通知）
農中事務ガイドライン	金融監督等に当たっての留意事項について（農林中央金庫関係）（平成10年6月17日付け10農経A第863号大蔵省銀行局長・農林水産省経済局長通知）
行政庁	① 信連及び農中にある場合は、農林水産大臣及び金融庁長官 ② 農協にある場合は、都道府県知事
当局	① 農協にある場合は、都道府県農協金融監督部局 ② 信連にある場合は、地方農政局経営・事業支援部経営支援課（北海道信連にある場合は、農林水産省経営局金融調整課）及び財務局（福岡財務支局を含む。）理財部金融監督第二課 ③ 農中にある場合は、農林水産省経営局金融調整課及び金融庁監督局総務課協同組織金融室
経由部局	① 信連にある場合は、地方農政局長（北海道信連にある場合は農林水産大臣）及び財務事務所長又は財務局長（福岡財務支局長を含む。） ② 農協にある場合は、地方農政局長（北海道にある場合は、

	は農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)
農政局	地方農政局
農政局長	地方農政局長
財務局	財務局（福岡財務支局を含む。）
財務局長	財務局長（福岡財務支局長を含む。）
知事	都道府県知事

- ・ 本監督指針は、農協系統金融機関である信用農業協同組合連合会、農業協同組合及び農林中央金庫のすべてを対象としている。
- ・ なお、信連、農協、農中によって取扱いが異なり、書き分けが必要な項目については、それぞれごとに記載している項目があることに留意されたい。

各項目の最後に、【共通】、【信連】、【農協】、【組合】、【農中】、【信連・農中】と対象を記載しているので参考とされたい。
また、文中の略語によっても、対象が限定されることがあることに注意されたい。
（「信連」、「農協」、「組合」、「農中」、「信連・農中」との書き分け。）

- ・ さらに、【共通】としている項目の中の一部のうち、一部の団体のみにしか適用されないことが明らかなもので、記載していても他の団体に影響が及ばないものについては、煩雑となることをさけるため、書き分けをしていないものがある。
その場合、その一部分について該当する団体と該当しない団体があることに留意されたい。

目 次

ページ

I 基本的考え方

I-1	系統金融の監督に関する基本的考え方【共通】	1
I-2	監督部局の役割と監督事務の基本的考え方	
I-2-1	監督部局の役割【共通】	1
I-2-2	監督事務の基本的考え方【共通】	1
I-3	監督指針策定の趣旨	
I-3-1	監督指針策定の経緯【共通】	3
I-3-2	監督指針策定の趣旨【共通】	4
I-3-3	監督指針の位置付け【共通】	5
I-3-4	その他の監督指針等との関係	
I-3-4-1	「信用事業検査の手引き」との関係【農協】	5

II 系統金融機関監督上の評価項目

II-1 経営管理（ガバナンス）

II-1-1	意義【共通】	7
II-1-2	主な着眼点【共通】	7
II-1-2-1	組合に係る主な着眼点【組合】	7
II-1-2-2	農中に係る主な着眼点【農中】	15
II-1-3	監督手法【共通】	20
II-1-4	監督上の対応【共通】	21

II-2 財務の健全性等

II-2-1	自己資本（早期是正措置）	
II-2-1-1	意義【共通】	23
II-2-1-2	監督手法・対応	
II-2-1-2-1	組合【組合】	23
II-2-1-2-2	農中【農中】	25
II-2-1-3	農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項並びに 農中法区分命令第2条第1項に規定する合理性の判断 基準【共通】	27
II-2-1-4	命令区分の根拠となる自己資本比率【共通】	27
II-2-1-5	計画の進捗状況の報告等	
II-2-1-5-1	組合【組合】	28
II-2-1-5-2	農中【農中】	28
II-2-1-6	農協法区分命令第2条第2項及び第4条第2項並びに 農中法区分命令第2条第2項に掲げる資産の評価基準	

II-2-1-6-1	組合【組合】	29
II-2-1-6-2	農中【農中】	30
II-2-1-7	その他【共通】	31
II-2-1-8	外部流出制限措置【農中】	
II-2-1-8-1	意義	31
II-2-1-8-2	監督手法・対応	32
II-2-1-8-3	計画の提出及び進捗状況の報告等	34
II-2-1-8-4	その他	34
II-2-2	統合的なリスク管理等	
II-2-2-1	統合的なリスク管理【組合】	34
II-2-2-2	リスク管理共通編及び統合リスク管理【農中】	35
II-2-2-3	早期警戒制度【共通】	38
II-2-3	収益性等	
II-2-3-1	持続可能な収益性と将来にわたる健全性【組合】	
II-2-3-1-1	意義	39
II-2-3-1-2	主な着眼点	39
II-2-3-1-3	監督手法・対応	40
II-2-3-2	収益性の改善【農中】	
II-2-3-2-1	意義	41
II-2-3-2-2	主な着眼点	42
II-2-3-2-3	監督手法・対応	42
II-2-4	信用リスク	
II-2-4-1	意義【共通】	43
II-2-4-2	主な着眼点【共通】	44
II-2-4-3	監督手法・対応【共通】	49
II-2-5	市場リスク	
II-2-5-1	意義【共通】	49
II-2-5-2	主な着眼点	
II-2-5-2-1	組合【組合】	50
II-2-5-2-2	農中【農中】	52
II-2-5-2-3	マーケット・リスク規制の適用対象取引に関する内部管理等【共通】【新規制導入先（令和5年金融庁・農林水産省告示第1号により自己資本比率を算出する農中又は令和6年金融庁・農林水産省告示第1号により自己資本比率を算出する組合をいう。以下同じ。）に限る。なお、新規制導入先以外は、なお従前の例による。】	56
II-2-5-3	監督手法・対応【共通】	57
II-2-6	流動性リスク	
II-2-6-1	意義【共通】	58
II-2-6-2	主な着眼点【共通】	59
II-2-6-3	監督手法・対応【共通】	60
II-2-6-4	流動性比率規制【農中】	
II-2-6-4-1	意義	60

II-2-6-4-2	流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の計算の正確性	
II-2-6-4-2-1	意義	61
II-2-6-4-2-2	留意事項	61
II-2-6-4-2-3	監督手法・対応	63
II-2-6-4-3	流動性比率規制に関する監督上の措置	64
II-2-6-4-3-1	監督手法	64
II-2-6-4-3-2	監督上の対応	65
II-2-7	不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生）	
II-2-7-1	意義【農中】	66
II-2-7-2	主な着眼点【農中】	66
II-2-8	報酬体系の留意点等	
II-2-8-1	意義【農中】	70
II-2-8-2	主な着眼点【農中】	70
II-2-8-3	監督手法・対応【農中】	72
II-2-9	再建計画の策定等	
II-2-9-1	意義【農中】	72
II-2-9-2	着眼点と監督手法・対応【農中】	72
II-2-10	外国法準拠の契約に対してステイの決定の効力を確保するための対応	
II-2-10-1	意義【農中】	73
II-2-10-2	主な着眼点【農中】	74
II-2-10-3	監督手法・対応【農中】	74
II-2-11	リスク管理に係るデータの集計能力及び理事会等への報告に関する 着眼点【農中】	
II-2-11-1	意義	75
II-2-11-2	着眼点と監督手法・対応【農中】	75
II-3	業務の適切性	
II-3-1	法令等遵守【共通】	79
II-3-1-1	不祥事件に対する監督上の対応【共通】	79
II-3-1-2	役員による法令等違反行為への対応	
II-3-1-2-1	意義【共通】	80
II-3-1-2-2	監督手法・対応【共通】	80
II-3-1-3	組織犯罪等への対応	
II-3-1-3-1	取引時確認等の措置	
II-3-1-3-1-1	意義【共通】	81
II-3-1-3-1-2	主な着眼点【共通】	84
II-3-1-3-1-3	監督手法・対応【共通】	88
II-3-1-3-2	偽造紙幣・硬貨等【共通】	88
II-3-1-4	反社会的勢力による被害の防止	
II-3-1-4-1	意義【共通】	89
II-3-1-4-2	主な着眼点【共通】	90
II-3-1-4-3	監督手法・対応【共通】	92
II-3-1-5	顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務（金融サービスの提供及	

	び利用環境の整備等に関する法律第2条)	92
II-3-1-5-1	着眼点【共通】	92
II-3-1-5-2	監督手法・対応【共通】	92
II-3-1-6	出資増強時における留意点【共通】	93
II-3-1-6-1	着眼点【共通】	93
II-3-1-6-2	監督手法・対応【共通】	94
II-3-1-7	不適切な取引等	
II-3-1-7-1	履行保証	95
II-3-1-7-2	正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生の防止等 【共通】	95
II-3-1-8	貸金庫サービスに関するコンプライアンス	
II-3-1-8-1	意義	96
II-3-1-8-2	主な着眼点	96
II-3-2	利用者保護等	
II-3-2-1	与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及び デリバティブ取引）に関する利用者への説明態勢	
II-3-2-1-1	意義【共通】	97
II-3-2-1-2	主な着眼点【共通】	100
II-3-2-1-3	監督手法・対応【共通】	111
II-3-2-2	利用者の誤認防止等	
II-3-2-2-1	意義【共通】	113
II-3-2-2-2	主な着眼点【共通】	113
II-3-2-2-3	監督手法・対応【共通】	114
II-3-2-3	利用者等に関する情報管理態勢	
II-3-2-3-1	意義【共通】	114
II-3-2-3-2	主な着眼点【共通】	115
II-3-2-3-3	監督手法・対応【共通】	118
II-3-2-4	外部委託	
II-3-2-4-1	意義【共通】	119
II-3-2-4-2	主な着眼点【共通】	120
II-3-2-4-3	監督手法・対応【共通】	122
II-3-2-5	預貯金・リスク商品等の販売・説明態勢	
II-3-2-5-1	意義【共通】	123
II-3-2-5-2	主な着眼点【共通】	123
II-3-2-5-3	監督手法・対応【共通】	127
II-3-2-6	苦情等への対処（金融ADR制度への対応も含む）	
II-3-2-6-1	意義【共通】	127
II-3-2-6-2	苦情等対処に関する内部管理態勢の確立	
II-3-2-6-2-1	意義【共通】	128
II-3-2-6-2-2	主な着眼点【共通】	129
II-3-2-6-3	金融ADR制度への対応	
II-3-2-6-3-1	指定紛争解決機関（指定ADR機関）が存在する 場合	

II-3-2-6-3-1-1	意義【共通】	131
II-3-2-6-3-1-2	主な着眼点【共通】	131
II-3-2-6-3-2	指定ADR機関が存在しない場合	
II-3-2-6-3-2-1	意義【共通】	133
II-3-2-6-3-2-2	主な着眼点【共通】	133
II-3-2-6-4	各種書面への記載【共通】	136
II-3-2-6-5	行政上の対応【共通】	136
II-3-3	事務リスク	
II-3-3-1	意義【共通】	137
II-3-3-2	主な着眼点【共通】	137
II-3-3-3	監督手法・対応【共通】	138
II-3-4	システムリスク	
II-3-4-1	システムリスク	
II-3-4-1-1	意義【共通】	138
II-3-4-1-2	主な着眼点【共通】	138
II-3-4-1-3	監督手法・対応【共通】	144
II-3-4-1-4	システム障害発生時等における留意点【共通】	146
II-3-4-1-4-1	共同センター等に起因する障害発生時等に おける留意点【共通】	146
II-3-4-1-5	システム統合時における留意点【共通】	147
II-3-4-2	ATMシステムのセキュリティ対策	
II-3-4-2-1	意義【共通】	147
II-3-4-2-2	主な着眼点【共通】	148
II-3-4-2-3	監督手法・対応【共通】	149
II-3-4-3	金融機関相互のシステム・ネットワークの利用	
II-3-4-3-1	意義【共通】	150
II-3-4-3-2	主な着眼点【共通】	151
II-3-4-3-3	監督手法・対応【共通】	151
II-3-5	インターネットバンキング	
II-3-5-1	意義【共通】	152
II-3-5-2	主な着眼点【共通】	152
II-3-5-3	監督手法・対応【共通】	155
II-3-6	外部の決済サービス事業者等との連携【共通】	
II-3-6-1	意義	155
II-3-6-2	主な着眼点	156
II-3-6-3	監督手法・対応	159
II-3-7	システム統合リスク・プロジェクトマネジメント	
II-3-7-1	意義	
II-3-7-1-1	システム統合リスク【共通】	159
II-3-7-1-2	システム統合リスクの「リスク特性」とリスク 軽減策【共通】	160
II-3-7-1-3	プロジェクト管理（プロジェクトマネジメント）の 重要性【共通】	160

II-3-7-2	主な着眼点【共通】	161
II-3-7-3	監督手法・対応【共通】	166
II-3-8	海外業務管理	
II-3-8-1	意義【農中】	167
II-3-8-2	主な着眼点【農中】	167
II-3-8-3	監督手法・対応【農中】	169
II-3-9	危機管理体制	
II-3-9-1	意義【共通】	169
II-3-9-2	平時における対応【共通】	170
II-3-9-3	危機発生時における対応【共通】	171
II-3-9-4	事態の沈静化後における対応【共通】	172
II-3-9-5	風評に関する危機管理体制【共通】	172
II-4	金融仲介機能の発揮	
II-4-1	基本的役割【共通】	174
II-4-2	主な着眼点【共通】	175
II-4-3	監督手法・対応【共通】	176
II-5	地域密着型金融の促進	
II-5-1	経緯【共通】	
II-5-1-1	農中における農業金融の促進【農中】	177
II-5-2	基本的な考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）【共通】	178
II-5-2-1	農業者等に対するコンサルティング機能の発揮【共通】	179
II-5-2-2	農山漁村等地域の面的再生や地域農林水産業の下支えへの積極的な参画【共通】	184
II-5-2-3	農山漁村等地域や利用者に対する積極的な情報発信【共通】	184
II-5-2-4	留意事項【共通】	185
II-5-2-4-1	農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援の一層の強化【共通】	185
II-5-2-4-2	担い手の経営のライフステージに応じた支援の一層の強化【共通】	186
II-5-2-4-3	経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の徹底【共通】	187
II-5-2-4-4	農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献【共通】	188
II-5-3	主な着眼点【共通】	189
II-5-4	監督手法・対応【共通】	192
II-6	将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組	
II-6-1	意義【共通】	194
II-6-2	成長可能性を重視した融資等の取組に係る基本的考え方【共通】	194
II-6-3	監督手法・対応【共通】	195

II-7 消費者向け貸付けを行う際の留意点

II-7-1 意義【共通】	196
II-7-2 主な着眼点【共通】	196
II-7-3 監督手法・対応【共通】	197

II-8 障がい者等に配慮した金融サービスの提供

II-8-1 意義【共通】	199
II-8-2 主な着眼点【共通】	199
II-8-3 監督手法・対応【共通】	202

II-9 CSRについての情報開示等

II-9-1 意義【共通】	203
II-9-2 主な着眼点【共通】	203
II-9-3 監督手法・対応【共通】	204

II-10 経営者保証ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着等

II-10-1 意義【共通】	205
II-10-2 主な着眼点【共通】	205
II-10-3 監督手法・対応【共通】	207

II-11 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等

II-11-1 意義【共通】	208
II-11-2 主な着眼点【共通】	208
II-11-3 監督手法・対応【共通】	211

II-12 金融面における自己改革の実行、継続及び強化

II-12-1 自己改革の実行、継続及び強化【共通】	212
II-12-2 自己改革実践サイクルの構築【共通】	
II-12-2-1 意義【共通】	213
II-12-2-2 主な着眼点【共通】	213
II-12-2-3 監督手法・対応【共通】	214

III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点

III-1 一般的な事務処理

III-1-1 監督事務の流れ

III-1-1-1 一般的な監督事務の流れ【共通】	215
III-1-1-2 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール【共通】	216

III-1-2 監督部局間における連携【共通】

III-1-2	221
---------	-----

III-1-3 検査部局等との連携【共通】

III-1-3-1 検査・監督連携会議の開催【共通】	221
----------------------------	-----

III-1-3-2	検査部局による検査着手前【共通】	222
III-1-3-3	検査部局による検査結果通知後【共通】	223
III-1-3-4	貯金保険機構が行う検査との連携【共通】	226
III-1-3-5	預金保険機構が行う検査との連携【共通】	227
III-1-4	個別系統金融機関に関する行政報告等【共通】	228
III-1-5	系統金融機関が提出する申請書等における記載上の留意点【共通】	231
III-1-6	災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震 対策特別措置法関係）【共通】	231
III-2	系統金融機関に関する苦情・情報提供等	
III-2-1	相談・苦情等を受けた場合の対応【共通】	235
III-2-2	金融サービス利用者相談室との連携【共通】	235
III-2-3	金融サービス利用者相談室で受け付けた情報のうち、いわゆる 貸し渋り・貸し剥がしとして提供された情報に係る監督上の対 応【共通】	236
III-2-4	預貯金口座を利用した架空請求等預貯金口座の不正利用に 関する情報を受けた場合の対応【共通】	237
III-3	法令解釈等の照会を受けた場合の対応	
III-3-1	照会を受ける内容の範囲【共通】	238
III-3-2	照会に対する回答方法【共通】	238
III-3-3	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）【共通】	240
III-4	農協法及び農中法等に係る事務処理	
III-4-1	事業拠点等の取扱い【共通】	243
III-4-2	信用事業に係る事業の取扱い	
III-4-2-1	信連【信連】	
III-4-2-1-1	地域活性化等事業における留意点等	243
III-4-2-1-2	「信用事業に附帯する事業」の取扱いについて	244
III-4-2-2	農中【農中】	
III-4-2-2-1	地域活性化等業務における留意点等	245
III-4-2-2-2	「その他の付随業務」等の取扱い	246
III-4-3	預貯金等の取扱い【共通】	248
III-4-3-1	譲渡性預貯金（外国で発行されるものを除く。）【共通】	248
III-4-3-2	期間の定めのある預貯金【共通】	249
III-4-3-3	期間の定めのない預貯金【共通】	249
III-4-4	大口信用供与【共通】	249
III-4-5	アームズ・レンダス・ルール【共通】	250
III-4-6	自己資本の適切性・十分性	
III-4-6-1	主な着眼点	
III-4-6-1-1	経営管理委員、理事及び理事会【農中】	251
III-4-6-1-2	自己資本の充実度の評価【共通】	252
III-4-6-1-3	十分な自己資本維持のための方策【農中】	254
III-4-6-2	監督手法・対応	

Ⅲ-4-6-2-1	オフサイト・モニタリング【農中】	254
Ⅲ-4-6-2-2	資本調達手段の自己資本比率規制上の自己資本 としての適格性の確認	
Ⅲ-4-6-2-2-1	農中【農中】	254
Ⅲ-4-6-2-2-2	旧告示における資本調達手段としての適格性	258
Ⅲ-4-6-2-3	任意による償還等又は買戻し等の際しての自己資本 の充実についての確認【共通】	259
Ⅲ-4-6-2-4	自己資本の質の維持・資本政策の確認【農中】	260
Ⅲ-4-6-2-5	監督上の対応【農中】	260
Ⅲ-4-6-2-6	他の金融機関向け出資の調整項目に係る除外事由 該当性のチェック【共通】	260
Ⅲ-4-7	自己資本比率及びレバレッジ比率の正確性	
Ⅲ-4-7-1	意義【共通】	262
Ⅲ-4-7-2	留意事項【共通】	262
Ⅲ-4-7-3	監督手法・対応【共通】	267
Ⅲ-4-8	子会社等【共通】	268
Ⅲ-4-8-1	子会社等の業務の範囲【共通】	270
Ⅲ-4-8-2	他の事業者等の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の 売買の代理・媒介会社の取扱い【共通】	274
Ⅲ-4-8-3	系統金融機関の貸出金等に係る担保財産の保有・管理会社の 取扱い【共通】	274
Ⅲ-4-8-4	事業高度化等会社・一定の業務高度化等会社【信連・農中】	275
Ⅲ-4-8-5	他業業務高度化等会社の取扱い【農中】	276
Ⅲ-4-8-6	農中の子会社である農林漁業法人等投資育成事業を営む者が 行う出資の取扱い【農中】	280
Ⅲ-4-8-7	他業業務高度化等社会のうち特定会社の取扱い【農中】	280
Ⅲ-4-8-8	農中の海外における子会社等の業務の範囲【農中】	281
Ⅲ-4-8-9	信連又は農中とその証券子会社等の関係【信連・農中】	285
Ⅲ-4-8-10	子会社等に係るその他の留意事項【共通】	289
Ⅲ-4-9	議決権の取得制限【共通】	289
Ⅲ-4-10	情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性	
Ⅲ-4-10-1	意義【共通】	290
Ⅲ-4-10-2	財務報告に係る内部統制【共通】	291
Ⅲ-4-10-3	系統金融機関に求められる開示【共通】	291
Ⅲ-4-10-4	開示に当たっての留意事項	
Ⅲ-4-10-4-1	重要性の原則の適用【共通】	292
Ⅲ-4-10-4-2	記載項目についての留意事項【共通】	292
Ⅲ-4-10-4-3	農協法及び農中法に基づく債権の額の開示区分 【共通】	294
Ⅲ-4-10-4-4	自己資本の充実の状況等の開示	
Ⅲ-4-10-4-4-1	組合（農協法施行規則第204条第1項第1号 ホ(4)、第205条第1号ハ(3)及び第207条関 係）【組合】	302

III-4-10-4-4-2	農中（農中法施行規則第112条第5号ニ、第113条第3号ハ、第116条第1項及び第2項関係）【農中】	309
III-4-10-4-5	報酬体系の開示（農中法施行規則第112条第6号、第113条第4号及び農協法施行規則第207条第2項関係）	317
III-4-10-4-6	流動性に係る経営の健全性の状況の開示（農中法施行規則第112条第5号ホ、第113条第3号ニ並びに第116条第1項及び第2項関係）【農中】	321
III-4-10-5	主な着眼点【共通】	324
III-4-10-6	監督手法・対応【共通】	325
III-4-11	合併等【共通】	326
III-4-12	利用者等の利益の保護のための体制整備【共通】	
III-4-12-1	意義	326
III-4-12-2	主な着眼点	327
III-4-12-3	監督手法・対応	330
III-4-13	農中に係る予備審査【農中】	330
III-4-14	金融機能強化法に関する留意事項【信連・農中】	331
III-4-14-1	経営強化計画の記載事項に関する留意事項【信連・農中】	331
III-4-14-2	株式等の引受け等の決定に関する留意事項【信連・農中】	333
III-4-14-3	経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等【信連・農中】	335
III-4-14-4	協同組織金融機能強化方針の記載事項に関する留意事項【農中】	337
III-4-14-5	農中が農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項【農中】	337
III-4-14-6	特定支援に係る資金が信用事業のみに充てられることを確保申込み充てられることを確保するための体制に係る留意事項【農中】	338
III-4-14-7	優先出資の引受け等の決定に関する留意事項【農中】	339
III-4-14-8	協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置等【農中】	341
III-4-14-9	特例金融機関等、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項【信連・農中】	346
III-4-14-10	特例金融機関等、又は、特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等【信連・農中】	347
III-4-14-11	金融機能強化法第34条の9の14第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する農中が農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項【農中】	348
III-4-14-12	金融機能強化法第34条の9の14第1項の規定により協同	

	組織金融機能強化方針を提出する農中が農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合の当該特定支援に係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に係る留意事項【農中】	348
Ⅲ-4-14-13	金融機能強化法第34条の9の14第1項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の記載事項に関する留意事項【農中】	348
Ⅲ-4-14-14	金融機能強化法第34条の9の14第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における優先出資の引受け等の決定に関する留意事項【農中】	349
Ⅲ-4-14-15	金融機能強化法第34条の9の14第1項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置等【農中】	350
Ⅲ-4-14-16	申請金融機関等が提出する組織再編成等実施計画等の認定等に関する留意事項【信連・農中】	351
Ⅲ-4-14-17	申請金融機関等が提出する共同化措置実施計画の認定等に関する留意事項【信連】	357
Ⅲ-4-15	再編強化法に関する留意事項【共通】	361
Ⅲ-4-15-1	震災特例組合等に係る特定優先出資等の取得の決定に関する留意事項【共通】	361
Ⅲ-4-15-2	特別対象組合等に係る信用事業が改善した旨の認定に関する留意事項【共通】	362
Ⅲ-4-15-3	特別対象組合等に係る信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定に関する留意事項【共通】	362
Ⅲ-4-15-4	信用事業強化計画等の履行を確保するための監督上の措置【共通】	364
Ⅲ-4-16	暗号資産に関する留意事項【共通】	
Ⅲ-4-16-1	意義	365
Ⅲ-4-16-2	主な着眼点	365
Ⅲ-5	行政指導等を行う際の留意点等	
Ⅲ-5-1	行政指導等を行う際の留意点【共通】	367
Ⅲ-5-2	面談等を行う際の留意点【共通】	368
Ⅲ-5-3	連絡・相談手続【共通】	369
Ⅲ-6	行政処分を行う際の留意点	
Ⅲ-6-1	行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて	
Ⅲ-6-1-1	行政処分【共通】	370
Ⅲ-6-1-2	農協法第94条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除【共通】	372
Ⅲ-6-2	行政手続法との関係等【共通】	373
Ⅲ-6-3	意見交換制度	

Ⅲ-6-3-1	意義【共通】	374
Ⅲ-6-3-2	監督手法・対応【共通】	374
Ⅲ-6-4	関係当局等との連携及び連絡	374
Ⅲ-6-5	不利益処分の公表に関する考え方【共通】	375

IV 特定信用事業代理業

IV-1	意義【組合】	376
------	--------	-----

IV-2 基本的な考え方

IV-2-1	特定信用事業代理業制度導入の経緯とその趣旨【組合】	376
IV-2-2	所属組合を通じた監督【組合】	377

IV-3 特定信用事業代理業者の監督に係る事務処理

IV-3-1	一般的な事務処理	
IV-3-1-1	特定信用事業代理業者の監督に係る一般的な事務処理の流れ【組合】	379
IV-3-1-2	所属組合を通じた監督上の対応【組合】	379
IV-3-1-3	監督部局間の連携【組合】	381
IV-3-1-4	管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任【組合】	382
IV-3-1-5	行政報告【組合】	382
IV-3-1-6	監督指針の準用【組合】	382
IV-3-2	許可申請に係る事務処理	
IV-3-2-1	許可申請に当たっての留意点	
IV-3-2-1-1	許可の要否【組合】	383
IV-3-2-1-2	許可申請書の受理に当たっての留意事項	
IV-3-2-1-2-1	許可申請書の受理手続【組合】	384
IV-3-2-1-2-2	許可申請書の記載事項【組合】	385
IV-3-2-1-2-3	添付書類【組合】	385
IV-3-2-2	許可の審査に当たっての留意点【組合】	389
IV-3-2-2-1	財産的基礎に関する審査【組合】	389
IV-3-2-2-2	業務遂行能力に関する審査【組合】	390
IV-3-2-2-3	社会的信用に関する審査【組合】	392
IV-3-2-2-4	他業の兼業に関する審査【組合】	392
IV-3-2-3	その他	
IV-3-2-3-1	許可の場合の取扱い	
IV-3-2-3-1-1	許可番号【組合】	396
IV-3-2-3-1-2	許可申請者への通知【組合】	396
IV-3-2-3-2	不許可の場合の取扱い【組合】	397
IV-3-3	届出の受理に係る留意事項【組合】	397
IV-3-4	兼業承認申請に係る事務処理	
IV-3-4-1	兼業承認に当たっての留意点	

IV-3-4-1-1	兼業承認の要否【組合】	397
IV-3-4-1-2	兼業承認申請書の受理に当たっての留意事項【組合】	397
IV-3-4-2	兼業承認の審査に当たっての留意事項【組合】	397
IV-3-4-3	その他	
IV-3-4-3-1	承認の場合の取扱い【組合】	398
IV-3-4-3-2	不承認の場合の取扱い【組合】	398
IV-4 特定信用事業代理業者		
IV-4-1	意義【組合】	399
IV-4-2	主な着眼点【組合】	399
IV-4-2-1	特定信用事業代理業者の禁止行為、不適切な取引等【組合】	399
IV-4-2-2	法令等遵守（特に重要な事項）【組合】	401
IV-4-2-3	利用者保護のための情報提供・相談機能等【組合】	401
IV-4-2-4	利用者保護ルール等【組合】	402
IV-4-2-5	二以上の所属組合等から特定信用事業代理業等を受託する場合の措置	
IV-4-2-5-1	顧客に対する説明等（信用事業命令第57条の13及び第57条の16）【組合】	402
IV-4-2-5-2	顧客情報管理【組合】	403
IV-4-2-6	特定信用事業代理業再委託者による特定信用事業代理業再受託者の健全かつ適切な運営を確保するための措置【組合】	403
IV-4-2-7	その他	
IV-4-2-7-1	名義貸しの禁止【組合】	404
IV-4-2-7-2	特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【組合】	404
IV-4-2-7-3	所属組合の説明書類等の縦覧【組合】	405
IV-5 所属組合		
IV-5-1	意義【組合】	407
IV-5-2	主な着眼点【組合】	407
IV-5-2-1	特定信用事業代理業者の選定等に係る留意点【組合】	407
IV-5-2-2	所属組合による特定信用事業代理業者の業務の適切性等を確保するための措置（準用銀行法第52条の58及び信用事業命令第57条の29）【組合】	408
IV-5-2-3	特定信用事業代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項【組合】	410

V 農林中央金庫代理業

V-1	意義【農中】	411
V-2	基本的な考え方	
V-2-1	農中代理業制度導入の経緯とその趣旨【農中】	411
V-2-2	農中を通じた監督【農中】	412
V-3	農中代理業者の監督に係る事務処理	
V-3-1	一般的な事務処理	
V-3-1-1	農中代理業者の監督に係る一般的な事務処理の流れ 【農中】	414
V-3-1-2	農中を通じた監督上の対応【農中】	414
V-3-1-3	監督部局間の連携【農中】	415
V-3-1-4	監督指針の準用【農中】	415
V-3-2	許可申請に係る事務処理	
V-3-2-1	許可申請に当たっての留意点	
V-3-2-1-1	許可の要否【農中】	416
V-3-2-1-2	許可申請書の受理に当たっての留意事項	
V-3-2-1-2-1	許可申請書の受理手続【農中】	417
V-3-2-1-2-2	許可申請書の記載事項【農中】	417
V-3-2-1-2-3	添付書類【農中】	418
V-3-2-2	許可の審査に当たっての留意点【農中】	421
V-3-2-2-1	財産的基礎に関する審査【農中】	422
V-3-2-2-2	業務遂行能力に関する審査【農中】	422
V-3-2-2-3	社会的信用に関する審査【農中】	425
V-3-2-2-4	他業の兼業に関する審査【農中】	425
V-3-2-3	その他	
V-3-2-3-1	許可の場合の取扱い	
V-3-2-3-1-1	許可番号【農中】	429
V-3-2-3-1-2	許可申請者への通知【農中】	429
V-3-2-3-2	不許可の場合の取扱い【農中】	429
V-3-3	届出の受理に係る留意事項【農中】	430
V-3-4	兼業承認申請に係る事務処理	
V-3-4-1	兼業承認に当たっての留意点	
V-3-4-1-1	兼業承認の要否【農中】	430
V-3-4-1-2	兼業承認申請書の受理に当たっての留意事項 【農中】	430
V-3-4-2	兼業承認の審査に当たっての留意事項【農中】	430
V-3-4-3	その他	
V-3-4-3-1	承認の場合の取扱い【農中】	431
V-3-4-3-2	不承認の場合の取扱い【農中】	431
V-4	農中代理業者	

V-4-1	意義【農中】	432
V-4-2	主な着眼点【農中】	432
V-4-2-1	農中代理業者の禁止行為、不適切な取引等【農中】	432
V-4-2-2	法令等遵守（特に重要な事項）【農中】	434
V-4-2-3	利用者保護のための情報提供・相談機能等【農中】	434
V-4-2-4	利用者保護ルール等【農中】	435
V-4-2-5	農中のほか所属金融機関から農中代理業等を受託する場合の措置	
V-4-2-5-1	顧客に対する説明等（農中法施行規則第129条及び第132条の46）【農中】	435
V-4-2-5-2	顧客情報管理【農中】	436
V-4-2-6	農中代理業再委託者による農中代理業再受託者の健全かつ適切な運営を確保するための措置【農中】	436
V-4-2-7	その他	
V-4-2-7-1	名義貸しの禁止【農中】	437
V-4-2-7-2	農中代理業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【農中】	437
V-4-2-7-3	農中の説明書類等の縦覧【農中】	438
V-5	農中（農中代理業の委託者としての農中）	
V-5-1	意義【農中】	439
V-5-2	主な着眼点【農中】	439
V-5-2-1	農中代理業者の選定等に係る留意点【農中】	439
V-5-2-2	農中による農中代理業者の業務の適切性等を確保するための措置（準用銀行法第52条の58及び農中法施行規則第145条）【農中】	440
V-5-2-3	農中代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項【農中】	442
VI	特定信用事業電子決済等代行業及び農林中央金庫電子決済等代行業	
VI-1	意義	443
VI-2	基本的な考え方	
VI-2-1	系統金融機関電子決済等代行業者の監督に関する基本的な考え方	443
VI-2-2	監督に係る事務処理の基本的考え方	444
VI-3	システムリスク	
VI-3-1	意義	445
VI-3-2	主な着眼点	446
VI-3-3	監督手法・対応	449

VI-4 利用者保護ルール等

VI-4-1	意義	4 5 1
VI-4-2	主な着眼点	4 5 2
VI-4-3	監督手法・対応	4 5 4

VI-5 不正取引に対する補償

VI-5-1	主な着眼点	4 5 4
VI-5-2	監督手法・対応	4 5 5

VII 業務代理組合が行う代理業務

VII-1 意義【共通】

VII-2 基本的な考え方

VII-2-1	代理店方式の適切な導入【共通】	4 5 7
VII-2-2	農中等を通じた監督【共通】	4 5 7

VII-3 業務代理組合の監督に係る事務処理

VII-3-1 一般的な事務処理

VII-3-1-1	業務代理組合の監督に係る一般的な事務処理の流れ【共通】	4 5 9
VII-3-1-2	農中等を通じた監督上の対応【共通】	4 5 9
VII-3-1-3	監督部局間の連携【共通】	4 6 0
VII-3-1-4	管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任【組合】	4 6 0
VII-3-1-5	行政報告【信連】	4 6 0
VII-3-1-6	監督指針の準用【共通】	4 6 0

VII-3-2 認可申請に係る事務処理

VII-3-2-1 認可申請に当たっての留意点

VII-3-2-1-1	認可の要否【共通】	4 6 1
VII-3-2-1-2	認可申請書の受理に当たっての留意事項	
VII-3-2-1-2-1	認可申請書の受理手続【共通】	4 6 2
VII-3-2-1-2-2	認可申請書の記載事項【共通】	4 6 2
VII-3-2-1-2-3	添付書類【共通】	4 6 3

VII-3-2-2 認可の審査に当たっての留意点【共通】

VII-3-2-2-1	財産的基礎に関する審査【共通】	4 6 6
VII-3-2-2-2	業務遂行能力に関する審査【共通】	4 6 6

VII-3-2-3 その他

VII-3-2-3-1	認可の場合の取扱	
-------------	----------	--

VII-3-2-3-1-1	認可番号【共通】	469
VII-3-2-3-1-2	認可申請者への通知【共通】	470
VII-3-2-3-2	不認可の場合の取扱い【共通】	470
VII-3-3	届出の受理に係る留意事項【共通】	470

VII-4 業務代理組合

VII-4-1	意義【共通】	471
VII-4-2	主な着眼点【共通】	471
VII-4-2-1	業務代理組合の禁止行為、不適切な取引等【共通】	471
VII-4-2-2	法令等遵守（特に重要な事項）【共通】	473
VII-4-2-3	利用者保護のための情報提供・相談機能等【共通】	473
VII-4-2-4	利用者保護ルール等【共通】	474
VII-4-2-5	利用者に対する説明等（再編強化法施行規則第11条第3項第22号ハ・ニ及び第23号）【共通】	474
VII-4-2-6	顧客情報管理【共通】	475
VII-4-2-7	その他	
VII-4-2-7-1	名義貸しの禁止【共通】	475
VII-4-2-7-2	代理事業に関する報告書の縦覧に係る留意事項【共通】	475
VII-4-2-7-3	農中等の説明書類等の縦覧【共通】	476

VII-5 農中等（代理事業の委託者としての農中等）

VII-5-1	意義【共通】	478
VII-5-2	主な着眼点【共通】	478
VII-5-2-1	農中等による業務代理組合の代理事業の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置（再編強化法施行規則第11条第3項第38号）【共通】	478
VII-5-2-2	業務代理組合の原簿の閲覧に係る留意事項【共通】	481

VIII 特定承継会社

VIII-1	意義	482
VIII-2	特定承継会社への一部事業譲渡の認可審査に当たっての着眼点	482
VIII-3	農中と特定承継会社の合併等	482
VIII-4	特定承継会社の監督に係る留意事項	482

IX 系統金融機関関係その他の留意点

IX-1	指定組合及び特定農業協同組合【組合】	484
IX-1-1	指定組合【組合】	484
IX-1-2	特定農業協同組合について	
IX-1-2-1	特定農業協同組合の承認等【農協】	484
IX-1-2-2	余裕金の運用限度の承認【組合】	486
IX-2	業務報告書等の提出【信連】	486
IX-2-1	事業計画書及び業務報告書【信連】	486
IX-2-2	業務及び財産の状況に関する説明書類【信連】	487
IX-2-3	決算速報及び仮決算速報【信連】	487
IX-2-4	書類の経由【組合】	487
IX-3	信連と農中との合併等	
IX-3-1	一部事業譲渡の認可審査に当たっての着眼点【信連・農中】	487
IX-3-2	農協が農中等に一部事業譲渡（貯金事業は全部事業譲渡） した場合の定款変更認可に当たっての留意点【組合】	489
IX-4	余裕金運用【組合】	489
IX-5	信用事業規程の承認【組合】	490
IX-6	信託兼営系統金融機関関係	
IX-6-1	議決権の取得制限【共通】	491
IX-6-2	検査部局との連携【共通】	491
IX-7	株式会社日本政策金融公庫資金の取扱いについて【共通】	491